

名証自規第139号
平成27年3月30日

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

**「企業結合に関する会計基準」等の改正に伴う「有価証券上場規程に関する
取扱い要領」等の一部改正について**

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」等の一部改正を行い、平成27年4月1日から施行します（詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）。

今回の改正は、「企業結合に関する会計基準」等の改正を踏まえた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正に伴い、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」等について、用語の変更をするなど所要の見直しを行うものです。

以 上